

## 「海外エージェント等招請事業委託業務」仕様書

### 1 事業の目的

2024年度、2025年度に造成した体験型コンテンツを含む県内のインバウンド向け体験型コンテンツの販売力を強化するための事業を実施する。

日本に来る予定のある海外エージェントや、海外エージェントからの依頼を受けて日本国内旅行の行程の組立て、手配を行うランドオペレーター（グローバル DMC や国内 DMC を想定）等を招請し、本県の宿泊施設・観光地・体験コンテンツを視察するファムツアーアクティビティを実施する。

ファムツアーアクティビティ実施後も、招請した海外エージェント、ランドオペレーター等にフォローアップを行い、愛知県への誘客数、観光消費額の増加を図る。

### 2 業務内容

業務実施に当たっては、事前に本県へ業務計画を示した上で実施することとし、業務計画等に重要な変更が生じる場合には、事前に愛知県と協議を行うこと。

#### (1) ランドオペレーター調査

訪日旅行の手配を行っているランドオペレーターについて、以下の調査を行い、リスト化すること。なお、リスト化する上では、愛知県への送客可能性についても言及し、本事業終了後も活用できる資産となるよう情報の整理を行うこと。

- ・機能（グローバル DMC、国内 DMC 等）
- ・特性（会社の規模や特徴 等）
- ・取扱い市場
- ・取り扱っている旅行形態
- ・コンソーシアム加盟有無
- ・日本への年間送客組数
- ・日本への送客エリア
- ・愛知県への送客有無
- ・愛知県送客時の宿泊先
- ・愛知県送客時の体験コンテンツ
- ・取り扱っているコンテンツ
- ・問合せ先、担当者
- ・その他必要と思われる項目

#### (2) 海外エージェント・ランドオペレーター等の招請調整

愛知県への誘客に意欲のある海外エージェントやランドオペレーター等の旅行商品企画・造成を担う者の招請を調整し、それぞれの特性に沿った行程を考案すること。あわせて、行程を作成する際は、これまで愛知県で造成し、ターゲット層に訴求できると考えられる体験型コンテンツ（※）を可能

な限り含めるとともに、愛知県内での周遊、長期滞在を促すこと。なお、最終的な招請者と行程は愛知県と協議の上決定すること。

ターゲット層が宿泊する候補となる宿泊施設のインスペクションを行行程に含めること。

招請時には受託者と全国通訳案内士相当の技能を有する者が同行し、行程管理、ツアーチ中の質問対応等を行うこと。

また、招請時に紹介する体験型コンテンツをはじめ、愛知県をしっかりと売り込むことができるようセールスシート（日本語・英語）を作成すること。

(※) 2024年度・2025年度造成コンテンツの情報は、エントリーシート提出者にのみ後日送付

### (3) 招請の実施

(2) 調整した海外エージェントやランドオペレーター等の旅行商品企画・造成を担う者が参画する招請（ファムツア）を実施すること。ファムツアの実施にあたっては、以下の要件を満たすこと。また、ファムツア中、受託者は被招請者から適宜意見を聴取するとともに、ファムツア実施後に被招請者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点、本県への送客可能性の把握に努めること。また、被招請者の意見・感想等を取りまとめて、本県に提出すること、取りまとめたアンケート結果を各コンテンツ事業者へフィードバックすること。

- ・招請人数：7社以上（1事業者2名想定）
- ・招請期間：愛知県内に1泊2日以上滞在すること
- ・招請条件：
  - 主に欧米豪、富裕層(※1)をターゲットとしていること。
  - 行程に武将・ものづくり・発酵食・自然のいざれかに関わる体験型コンテンツを2つ以上含むこと。
  - 体験型コンテンツのうち1つ以上は名古屋市外で催行されるものであること。
  - 2024年度、2025年度に旅行会社向け造成支援コンテンツで造成したコンテンツ（別紙参照）を4社以上に対し、それぞれ2コンテンツ以上体験させること。うち1つは名古屋市外のコンテンツであること。なお、招請費用の兼ね合いでコンテンツの一部分のみを実施することも可とするが、その場合は、事前に県と協議するとともに、コンテンツ全体のイメージがしっかりと伝わるように補足資料等を用いて説明すること。
- ・招請費用：上限40万円/名、計560万円以上を招請費に充てること  
ただし、海外渡航費、愛知県外での宿泊費、視察行程に含まれない又は愛知県に接続しない移動費は含まない。

※1 富裕層：1回における日本国内での1人当たりの消費金額が100万円以上の層

#### (4) フォローアップの実施

招請した海外エージェント、ランドオペレーター等に対し、引き続きセールスを行い、旅行商品の造成や販売につながるよう働きかけること。また、愛知県への送客の検討状況の確認を行うとともに、問合せ等に対応すること。

招請した海外エージェント、ランドオペレーター等による送客実績等、事業の効果測定を行うにふさわしいKPIを立てるとともに、送客までのプロセス（問合せ件数・提案数等）も含めて送客結果等の概要を2028年度まで報告すること。報告のタイミングは四半期に1回程度とするが、その他に県が求めた際には対応すること。

#### (5) その他

(1)から(4)の業務のほかに、委託金額の上限内で実施可能な事業内容があれば提案すること。なお、提案した内容については、受託者において全ての事務を行うこと。

#### (6) 報告書の作成

(1)から(5)の結果を取りまとめた報告書を作成すること。

### 3 業務スケジュール

	4月	5月	6月	7月-2月	3月
契 約	契約				
調 査		調査実施			
招 請 調 整			招請調整		
招 請 実 施				招請実施	
フォローアップ				フォローアップ	
報 告 書					提出

### 4 成果物の提出

業務報告にあたっては、特筆するものを除き、日本語で作成の上、提出すること。

#### (1) 提出物

- ア 事業計画書
- イ ランドオペレーター調査結果
- ウ 業務実施報告書

- ・ 2(2)で招請した海外エージェント・ランドオペレーター等の概要、選定理由、行程及びセールス資料（日本語・英語）

- ・ 2 (3) ファムツア－実施後の結果
  - ・ 2 (4) フォローアップの内容
  - ・招請した海外エージェント・ランドオペレーター等からの問合せ状況及び、愛知県コンテンツ取扱い・手配状況
  - ・次年度以降の課題や改善すべき点に関する提言
- エ その他指示した事項
- (2) 提出期限  
2027年3月12日（金）
- (3) 提出部数  
日本産業規格A4判の紙媒体2部、  
電子データ1部（PDF等の汎用性のあるもの）
- (4) 提出先  
愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

## 5 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- (3) 委託期間中は、業務内容、経過全般を常に把握している専任の担当者（正・副 各1名以上）を置き、本県との連絡調整を行うこと。
- (4) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (5) 各業務上で必要となる募集や各関係者へのアポイントメントは、全て受託者の責任においてを行うこと。
- (6) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (7) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て本県に移転すること。受託者は、本県が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。
- (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (10) 業務実施のための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。

- (11) 本県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の実施状況について調査し、報告を求めることができる。
- (12) 各業務に係る調整、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て委託金額に含む。
- (13) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本県が承諾した場合はこの限りではない。
- (14) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (15) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (16) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。